



天然のなめこ

年頭のぞあいつし

「かけがえのない農地を守る」話し合いを

農業委員長 伊澤春一

新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、輝かしい新春をお迎えの事とお慶び申し上げます。

昨年は大きな災害がなかったものの、7月の長雨により重要品目のアスパラガスに茎枯れ病が発生。市内全域に蔓延して生産額が大きく減少してしまい、今年の生産が大変心配される所です。

生産者をはじめ関係機関をあげて、全力で茎枯れ病を克服して、産地維持に努めていきたいと思っております。

現在も、農地は、国民の食料生産の最も大切な資源であります。しかし今、農業者の高齢化や経営の採算性などから遊休農地が年々増加し、また転用など

から、農地が減少しつつあります。このようなことから、食料自給率を高めるために、農地の有効利用が求められ、農地の「所有」から「利用」へと農地法が改正されて、昨年12月15日より施行となりました。

改正農地法では、農地の所有者及び賃借権等を有する者は、「農地の効率的利用をしなければならぬ」という責務規定が設けられ、農地転用規制の強化、農地の賃借規制の緩和、遊休農地対策などの処置が講じられることになりました。

「かけがえのない農地を守る」ために、特に遊休農地の発生防止や解消が大切になります。

このことは農業者一人ひとりの取り組みや、集落で

の話し合いなどから前に進むと考えております。皆様と共に考え、農業委員会も一生懸命頑張ります。今年もまた、各位のご指導とご協力をお願いし年頭のご挨拶といたします。



みゆきのラインより越後三山方面遠望

市長建議

農業委員会では、今後の飯山市農業の確立と発展のため、11月26日に石田市長に対し、「平成21年度農林業振興施策に関する建議」をおこないました。

現在、国による米戸別所得補償制度等が注目されていますが、「農業でがんばれ

ば生活ができる」という農業政策を強く希望するものであり、一方、農地の「所有者主義」から「利用主義」への農地法改正により、農業委員会活動の強化と体制の充実が強く求められている中で、市長建議をおこなったものです。

建議の主な内容は次のとおりです。

・戦略的生産体制づくりへの支援、地産地消、地域農産物の消費拡大と安全安心の産地づくりを進める

・土地利用型農業の振興対策

・施設型農業の振興対策

・遊休農地の活用対策

・循環型農業の推進

・農業・農村環境整備と地域活性化について

・農業の未来を担う人づくりの充実

・農作物等災害対策



11月26日「平成21年度農林業振興施策に関する建議」

農地制度が変わりました！

- 平成21年12月15日、改正農地法が施行され、新たな農地制度がスタートしました。
- 新たな農地制度は
 - ① これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保するとともに、
 - ② 農地の貸借をやりやすくして、農地を最大限利用することを、ねらいとしています。

改正のポイントは・・・

農地を貸したいんだけど・・・

農地の貸借規制が緩和されます！

- 農地を利用できる者の範囲が拡大されます。(一定の要件を満たす必要があります)

農地の借り受け者の範囲

(改正前)

- 農作業常時従事者
- 農業生産法人

(改正後)

- 農作業常時従事者
- 農業生産法人
- 農作業常時従事者以外の個人
- 農業生産法人以外の法人



- 市町村等が農地所有者から委任を受け、代理して担い手に貸付等を行う事業が新設されます。

耕作しないしていると・・・

遊休農地に対する指導が強化されます！

- すべての遊休農地が指導の対象となります。
- 農業委員会が年1回農地の利用状況を調査します。
- 遊休農地の所有者等に対しては、農業委員会が指導・勧告などを行います。



農地を相続する場合は・・・

農業委員会への届出が必要になります！

- 相続等によって農地を取得した人は、農地のある農業委員会へ、届出が必要になります。
- 届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、10万円以下の過料に処せられることになります。
- 耕作できない場合等は、農業委員会から、貸し借り等のあっせんを受けることができるようになります。



許可なく転用してしまうと・・・

違反転用に対する罰則が強化されます！

- 違反転用等に対する処分・罰則が強化されます。
- 都道府県知事等による行政代執行制度が創設されます。



事項	現行	改正
①違反転用	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は300万円以下の罰金)	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)
②違反転用における原状回復命令違反	6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金 (法人は30万円以下の罰金)	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)

＝新たな農地制度について、詳しくは農業委員会へお問い合わせください＝
 ＝飯山市農業委員会事務局 農地係 ☎62-3111 (内線261)＝